青木新樹選手 後援会 規約

（名称）
第１条　後援会の名称は、「青木新樹選手 後援会」以下、本会と称する。

（事務所）
第２条　後援会の主たる事務所は東京都品川区南品川１丁目１−２に置く。

（目的及び組織）
第３条　本会は、プロゴルファーの選手活動を支援し応援することを目的とし、スポーツ文化の振興に寄与し、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

（会員規約）
第４条　本会は第３条記載の目的に賛同する法人会員および個人会員によって構成され会員は次に定める会員規約を満たすものでなければならない。
　１）ゴルファー育成に賛同する、ゴルフの規則を守りゴルフの精神を理解する。
　２）ゴルフのルール、マナー、エチケットを厳守する。
　３）暴力団、暴力団関係者、総会屋、もしくはこれらに準ずる者又は構成者(以下、総称して反社会的勢力という)ではないこと。または、反社会的勢力と交友関係がないこと。

（会員）
第５条　本会の会員は、本目的に賛同する個人、法人及び団体をもって構成する。
　１）会員になろうとする者は、所定の申込手続きと会費を納入することで会員になることができる。
　２）個人会員で未成年者である場合は、本会への入会にあたり事前に親権者など法定代理人の同意を得ており、その利用については親権者など法定代理人の同意と責任の下で行われること。
　３）会員の資格は、退会の申し出がない限り、毎年自動的に継続される。
　４）本会に入会する者は、第６条の会費を納入し会員の資格を有するものとする。
　５）会員は申し込みの際の申告に記載した内容に変更がある場合には、後援会指定の方法にて会員情報の変更を申し出ること。会員が会員情報修正の届出を怠った結果、または届出の遅延による受け取る不利益は会員本人の責任とする。
　６）以下に該当する方は入会できないものとする
　　１．反社会的勢力及びその関係者の方
　　２．過去に退会の通告を受けている方

（会費）
第６条　会員の会費は以下のとおりとする。
　１）会費
　　個人会員　年会費 5,000円
　　法人会員　年会費 1口10,000円（10口から受付）
　２）年会費は、後援会会計年度として月割はしない。
　３）会費は後援会指定の方法で支払うものとする。
　４）納入された会費はいかなる場合も返還は行わない。

（心得）
第７条　本会の会員は、次の事項を遵守しなければならない。
　１）会員は本規約、利用案内および注意事項など、後援会が通知する事項を遵守することとする。
　２）後援会および青木新樹選手の活動・業務を妨害する行為をしてはならない。
　３）後援会が行う諸活動に積極的に参加すること
　４）会員は後援会の事業に関し、次の各項目の行為を行うことはできない。
　　１．事業への参加権限、その他の事業参加上の地位を第三者に譲渡・名義変更・貸与すること
　　２．後援会の運営及び事業実施を妨害すること
　　３．社会秩序に反する内容を流布すること
　　４．社会的利益を妨害する目的で事業への参加もしくは計画を実行する行為
　　５．他社への知的財産権その他の権利を侵害すること
　　６．他人の個人情報を盗用し、または不正に使用すること
　　７．後援会の運営より得たデータ、情報、文章、音、映像等（以下、併せて「データ等」といいます。）を後援会からの事前承諾なしに著作権法で認められた私的利用の範囲を超えて他のサイトに複写または提出等すること、または商業的に利用すること
　　８．営業行為および宗教団体の布教、勧誘行為、または政治団体の宣伝をすること
　　９．後援会が実施した事業または事業参加によって得た物品（会員特典を含む）等を転売すること
　　１０．他社を誹謗中傷し、その名誉または信用を毀損すること、不利益を与えること、またはそのおそれを生じさせること
　　１１．法令、行政指導、本規約、道徳、慣習に反する行為
　　１２．青木新樹選手に対し連絡や面会を強要すること、または後援会に対し青木新樹選手への連絡や面会を申し入れること
　　１３．その他当後援会が不適切だと判断し、禁止したことを行うこと

（個人情報の取り扱いについて）
第８条　本会の個人情報の取り扱いは以下のとおりとする。
　１）後援会のプライバシーポリシーに従って、会員からお預かりした個人情報を取り扱うものとする。
　２）お預かりした個人情報は、法令に基づく場合を除き、ご本人の同意なく第三者に提供しないものとする。また、取得した情報は厳重に管理し、目的外の利用はできない。
　３）個人情報の提供は任意だが、情報が不足した場合は適切な対応・サービス提供ができない場合があるものとする。
　４）会員限定のメーリングリストやチャットツールを設け、会員同士は名前のみ確認可能とする。また、選手本人と役員には、会員の名前と出資金額を共有する。

（役員）
第９条　本会に次の役員をおく。
　　名誉会長　１　名、　会長　１　名、　副会長　若干名、　会計　１　名、　事務局長　１　名、　顧問　若干名、　監事　若干名

（役員の選出）
第１０条　役員の選出方法は次を遵守する。
　１）名誉会長・会長・副会長・会計・事務局長は、総会において選出する。
　２）名誉会長および会長・副会長は、会員の互選とする。
　３）選手本人および選手の家族の推薦では選出されない。

（役員の任期）
第１１条　役員の任期は以下のとおりとする。
　１）役員の任期は２年とする。ただし再任を妨げない。
　２）補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
　３）役員は、任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

（役員の任務）
第１２条　役員は次の任務を遵守する。
　１）名誉会長及び会長は、本会を代表して会務を掌る。
　２）副会長は名誉会長及び会長を補佐し、名誉会長及び会長に事故があるときは職務を代理する。
　３）会計は、本会の会計を担う。
　４）事務局長は、会員への連絡対応、運営実務を担う。

（顧問及び監事）
第１３条　顧問及び監事について下記に定める。
　１）本会に、顧問及び監事をおくことができる。
　２）顧問及び監事は、名誉会長及び会長が推薦し、役員会にて決定する。

（役員の報酬等）
第１４条　役員の報酬等について以下のとおり遵守する。
　１）本会の役員は、原則として無報酬とする。
　２）本会の経費は、会費・助成金・支援金その他の収入をもってあてる。
　３）役員が本会の活動のために支出した交通費、通信費、郵送費その他必要な経費については、領収書等に基づき、予算の範囲内で実費を支給することができる。
　４）役員に対する経費の支給については、その内容を会計報告に明記し、会員に対して適切に情報を公開するものとする。

（退会）
第１５条　会員の退会については下記のとおりとする。
　１）会員は本人の申し出により脱会することができる。
　２）会員が本規約に違反、または後援会の名誉を棄損する行為をした場合は、役員会の決議により除名されることがある。

（支援金）
第１６条　支援金については以下のとおりに定める。
　１）後援会は会費とは別に支援金を随時受け付けるものとする。
　２）後援会は海外遠征を目的とした支援金を募る場合もある。
　３）支援金は後援会の目的と活動に賛同する個人、法人及び団体から受け取る。
　４）納入された支援金は如何なる場合においても返還は行わない。

（会計年度）
第１７条　本会の事業年度は、毎年９月１日から翌年８月３１日までとする。

（総会の構成）
第１８条　総会は、全会員をもって構成する。

（総会の定足数）
第１９条　総会は、全会員２分の１以上の出席がなければ開催することができない。

（総会の議決）
第２０条　総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（その他）
第２１条　その他事項については下記のとおりとする。
　１）この会則の施行にあたり必要な事項は会長が会員にはかり別に定める。
　２）この会則は役員会において出席者の3分の2以上の承認があれば変更できる。

附　則
2026年08月18日　制定（初版）
2026年10月14日　改訂（第2版）

会長：川原和子
副会長　：池田修一、齋藤亮輔
会計　　：齋藤亮輔